



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 所得税について

はじめに

平成27年度から所得税の最高税率が45%（平成26年度と比較し5%増加（住民税と合わせると55%））になり、税率段階が7段階（平成26年度は6段階）に改正されました。そこで、過去の所得税率や他国の所得税率等が気になり、以下まとめてみましたので、お気軽にお読み頂けたら幸いです。

1. 所得税の導入・歴史について

世界で初めて所得税を創設及び採用した国はイギリスになります。時は1798年、ナポレオン戦争の戦費調達のため、創設されたと記録されています。日本での所得税導入の検討は、明治時代に入ると間もなく始められており、1884年（明治17年）には大蔵省によって所得税法の草案が作成され、この後、すでに所得税を施行している各国（イギリスやアメリカ等）の税制などを参考として、1887年（明治20年）に導入されました。

当時の所得税は、営業などの所得金高が年間300円以上ある者が対象であり、全国の所得税の徴収額・納税者数を見ると、現在と同じく東京が高い割合を占めていました。なお、当時の国家の歳入のほとんどは地租と酒税で占められており、1898年（明治31年）までは所得税の割合は全体の2パーセント程度で推移していました。現在（平成27年度）の国税収入に占める個人所得課税（国税）収入割合は、予算ベースで28.1%となっています。

2. 近年の所得税率等の推移

期間	昭和59年～61年	昭和62年	昭和63年	平成元年～6年	平成7年～10年	平成11年～18年	平成19年～26年	平成27年～
段階	15段階	12段階	6段階	5段階	5段階	4段階	6段階	7段階
最高税率 (所得税)	70%	60%	60%	50%	50%	37%	40%	45%
最高税率 (所得税+個人住民税)	88%	76%	75%	65%	65%	50%	50%	55%
最高限界税率の所得金額	8,000万円	5,000万円	5,000万円	2,000万円	3,000万円	1,800万円	1,800万円	4,000万円

※平成25年から所得税に対する2.1%の付加税（復興特別所得税）が課せられている。

3. 世界の所得税率（諸外国は2015年1月適用の税法に基づく。）

国名	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
段階	7段階	7段階	3段階	-	4段階
最高税率 (所得税)	45%	39.6%	45%	45%	45%
最高税率 (地方税等を含めた場合)	55%	52.3%	45%	47.475%	53%

※ドイツでは、比例累進課税（限界税率が課税ベースと比例的関係にある税率構造）を採用している。

おわりに

所得税は、個人にとって切っても切り離すことができない国税になります。本メルマガを読んで頂いた方の一助になれば幸いです。なお、確定申告をする予定のある方は、年内から資料収集を開始すると、慌てることなく3月15日までに確定申告を行うことができます。

出典：(国税庁、財務省HP)

(担当：佐藤拓也)

TEL.03 (5350) 7435 otoiawase@koyano-cpa.gr.jp

http://www.koyano-cpa.gr.jp/ ©KOYANO C. P. A OFFICE 無断転載・引用禁止